中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

(平成十一年法律第十八号)

逐条解説

平成十七年十月五日(会社法施行後版)

	第二節 異分野連携新事業分野開拓	第十条(経営革新計画の変更等)	第九条(経営革新計画の承認)	第一節経営革新	第三章(中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進)	第八条 (課税の特例)	第七条(診断及び指導)	第六条 (中小企業投資育成株式会社法の特例)	第五条(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務)	第四条 (中小企業信用保険法の特例)	第二章(創業及び新規中小企業の事業活動の促進	第四項(基本方針の公表)	第三項(基本方針策定等に係る協議と意見聴取)	(参考)中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針	第二項(基本方針において定める事項)	第三条第一項(基本方針の策定)	第十一項 (「高度技術産学連携地域」の定義)	第十項(「新事業支援機関」の定義)	第九項(「特定中小企業者」の定義)	第八項(「国等」の定義)	第七項 (「異分野連携新事業分野開拓」の定義)	第六項 (「経営革新」の定義)	第五項 (「新事業活動」の定義)	第四項(「組合等」の定義)	第三項 (「新規中小企業者」の定義)	第二項(「創業者」の定義)	第二条第一項 (「中小企業者」の定義)	第一条(目的)	
36 34		33	31			29	28	27	26	25		23	23	17	15	14	12	10	9	8	7	6	6	6	5	4	1	1	

第三節 支援措置

第三十三条(資金の確保) 第五章 雑則	第三十二条(中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進) 65第四節 雑則	情報処理推進機構及び新事業支援機関に対する能力開発事業としての助成及び援助))(犭『イ゙ゴジントーホータタエナシュトホトーセンダトーサネルルジンホドルルルルジントードルルルダントードル	第二十九条(独立行政法人情報処理惟進機構の行う情報関連人材育成業務) - 61 - 51 - 51 - 51 - 51 - 51 - 51 - 51	、 記憶に受情事に受免的なとに関しら失り、(認定中核的支援機関の業務等)	第二十六条 (中核的支援機関の認定) 58	第二十五条 (事業環境整備構想) 55	産業資源を活用して行う事業環境の整備	第二十四条 (中小企業投資育成株式会社法の特例) 52	第二十三条 (中小企業信用保険法の特例) 51	第二十二条 (各省各庁の長等に対する要請) 51	第二十一条 (国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表) 50	第二十条(中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の作成等) 49	第十九条(中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力) 49	第二節(新技術を利用した事業活動の支援)	第十八条(中小企業信用保険法の特例の規定の準用) 48	第十七条 (経営基盤強化計画の変更等) 47	第十六条(経営基盤強化計画の承認) 45	第一節の経営基盤強化の支援	第四章(中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備)	第十五条 (課税の特例) 43	第十四条 (中小企業投資育成株式会社法の特例) 42	第十三条 (中小企業信用保険法の特例) 8	

第三十四条 (調査、指導及び助言)

71

第三十五条 (報告の徴収)

75 74 72 72

76